

## 社会福祉法人藤花精舎 役員報酬費用弁償等に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人藤花精舎の役員報酬費用弁償等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

### (報酬)

第3条 法人役員は無報酬とする。

### (各会の出席費用)

第4条 役員が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会等に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (業務に関する費用弁償費等)

第5条 理事・監事・評議員・評議員選任解任委員が、第4条の各会以外で、法人及び施設運営のためにその業務にあたった場合には、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費等)

第6条 役員が、法人及び施設運営の業務のため出張する場合は、職員旅費規程(園長・副園長と同様)に準じて出張費を支給する。

2 その他の業務遂行に必要な経費を支給することができる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

### (適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。ただし、職員であっても勤務時間外の出会等はその限りでない。

(改正)

第8条 本規定を改正する必要がある場合は、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

1 この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	費用弁償費 (旅費・日当)	備 考
理事会・評議員会	5,000 円	
評議員選任解任委員会	5,000 円	

別表2

名 称	費用弁償費 (旅費・日当)	備 考
役員の仕事	5,000 円	
(監査立会等)	5,000 円	
その他の経費	実 費	